

定期積金

販売対象	・法人および個人
期 間	・1年以上 5年以下
預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・契約期間内で分割預入。 ・1,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
給付補填金 (1)適用利回り (2)支払方法 (3)計算方法	・固定金利 預入時の店頭表示の利率「年利回り」を満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を100円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税 金	・個人の給付補填金には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(なお、マル優を利用はできません。) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
手 数 料	_____
付加できる 特約事項	・普通預金および当座預金からの自動振替による受入が出来ます。
中途解約時 の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の中途解約利率により計算した利息とともに支払います。 ① 初回払込から解約日までの期間が1年未満の場合 … 約定利回り×30% ② 初回払込から解約日までの期間が1年以上の場合 … 約定利回り×60%
金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、電話:096-355-6112)にお申し出ください。 紛争解決措置 熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考と なる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する日数だけ繰延べるか、または約定利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)1,000万円を超える部分とその利息については、概算払い率に応じて払い戻されることになります。(金額が一部カットされることがあります。)